

鳥インフルエンザ 対策の徹底を

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。

ウイルスは海外からの渡り鳥によつて国内に持ち込まれ、野鳥やネズミなどの野生動物や、人・物・車両を介して鶏舎に侵入すると考えられています。発生を防ぐためには、野鳥・野生動物の侵入防止対策や農場従事者の衛生対策、車両消毒等が重要です。

I 発生状況

昨シーズン（昨年10月～今年5月）の国内の農場における高病原性鳥インフルエンザの発生は、10月17日に1例目が確認されて以降、本県での1事例を含む14道県51事例が確認されました。昨シーズンは全国的に感染が認められましたが、全51事例のうち32事例は、1月2日から2月1日にかけて確認された愛知県（13事例）、岩手県（5事例）及び千葉県（14事例）の家きん農場密集地域での連続発生でした。

今シーズンにおいても、既に10月22日に北海道の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されており、ウイルスの農場への侵入について厳重な警戒が

必要です。

II 農場における発生予防対策

渡り鳥の飛来が本格化する10月から来年5月までは警戒を強化し、特に11月から来年1月までは重点的に対策を実施してください。飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善しましょう。

○人、物、車両の入出時対策

- ・農場専用の衣服や靴の使用
- ・すのこ等を用いた動線の交差防止、明確な境界の確保
- ・適切な車両消毒、手指消毒
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用

○野鳥・野生動物対策

- ・防鳥ネット等の点検・修繕
- ・ねずみ、害虫の駆除
- ・鶏卵、鶏糞搬出口に覆いを設置
- ・さらに、飼料タンク・飼料置場のこまめな清掃、農場周辺のため池の水抜きの実施、忌避テープの設置等により、野鳥の飛来を防止することがウイルス侵入防止対策として重要です。

III 健康観察と異状の早期発見

毎日、家きんの健康状態をよく観察し、死亡数の増加など異状が確認された場合には、直ちに熊谷家畜保健衛生所（電話048・521・1274）まで連絡してください。